

宇城市のちかば EVENT NEWS

イベント情報

上天草市 天草五橋祭

五橋開通を記念して毎年行われるイベント。「天草五橋道中踊り」や「海中花火大会」など多彩なイベントが行われます。特に、船首に竜をつけた白竜船が、スピードを競う「白竜船競漕大会」は、大勢の見物客でにぎわいます。

期日 9月24日(土)～25日(日) 9:00～21:00
場所 上天草市合津港一帯
料金 無料 (魚のつかみ取り500円)
問合せ先 五橋祭企画実行委員会
 (上天草市役所商工観光課)
 ☎0969-56-1111

山都町 文楽の里祭り

合併前の清和村をアピールするための一大イベントとして昭和58年から実施されているこの祭りは、毎年9月の第2日曜日に行われます。清和文楽の上演をはじめ、清和地区の特産品の即売会や緑仙太鼓の演奏などが催され、毎年たくさんの人でにぎわいます。

期日 9月11日(日) 10:00～16:00
場所 山都町清和文楽邑周辺
料金 無料 (魚のつかみ取り500円)
問合せ先 山都町清和総合支所
 ☎0967-82-2111

消費者問題注意報！

商工観光課 ☎32-1111 (内線269)

多重債務の解決方法に関する集団説明会

熊本地方裁判所では、多重債務の法的解決方法として用意されている3つの手続き(特定調停手続、個人再生手続、自己破産手続)の概要説明ビデオの放映と申立書の配布、書類の記載方法の説明を行う集団説明会を無料で実施しています。(予約不要)

- ◆**実施日時** 毎週月・木曜日(祝日を除く)
午後1時～3時(受付は1時30分まで)
- ◆**場所** 熊本地方裁判所(会場は当日、裁判所1階入口およびロビー付近に掲示。分からない場合は、職員もしくは2階24番窓口でお尋ねください)
- ◆**内容** 午後1時～ ビデオ放映(12分程度の内容を2時まで繰り返し放映)
午後2時～ 申立書の配布、書類の記載方法についての説明

◆**持ってくる物** 筆記用具(鉛筆、消しゴム)

【注意事項】

- ・裁判所は、公平・中立な機関ですので、「どの手続きを利用したらいいのか？」などの、あなたの個人的な事情を前提とした質問についてはお答えできません。
- ・手続きがよく分からないままだと、申立書の記載不備や必要な資料がなかなかそろえられないなど、手続きが遅れてしまうことも考えられます。このような場合は、弁護士や司法書士に相談されることをお勧めします。

◆**熊本県弁護士会** ☎096-325-0009



みんなて学ぼう

じんけん

生涯学習課
人権教育係
☎33-1240
(内線332)

身元調査について

身元調査とは、結婚や就職の際に興信所・探偵社・企業・個人などが、ある個人の本籍地、家系、家族構成、居住環境、素行などを戸籍調べや聞き込みといった方法で調査することを言います。

例として、以前は新規高卒者が就職試験を受ける際に、身元調査を実施し、採用条件に家庭環境、資産を問い、露骨な就職差別を行う企業が多数ありました。また、部落出身者の就職についても、部落問題についての偏見に基づく労働行政があり、さらに頼るべき学校や教師も、生徒が不採用になった理由は何か、そこに差別はなかったのかについて問うこともなく、差別的な進路指導を行っていました。

1973(昭和48)年に、労働省・文部省・全国高等学校校長会との協議により、全国高等学校統一応募用紙を使用することになり、その後「保護者欄へ斜線を引く」などの取り組みが実施されています。

身元調査は個人のプライバシーやその人自身の人柄や能力、適正以外のことを調べることに問題があり、人間を分類し差別や偏見を創って行うものです。人間は誰も、生まれてくるところや、親を決めて生まれてくるわけではありません。本人に全く責任のないところで、その人を判断したり、就職の採否を決定するよう差別のもととなっている身元調査はなくしていかなければなりません。

7/22 宇城市企業クラブ 高等学校・養護学校との懇談会



会員企業と高校・養護学校が相互の交流を通じて、優秀な人材の育成と確保をすることが目的。会場の松橋ホワイトパレスには、会員企業の社長や人事担当者、地元周辺の高等学校・養護学校の校長や進路指導担当者などが出席し、活発な意見交換が行われました。

宇城市誕生に伴い、今年4月には会員対象を松橋町から宇城市へと広げ、現在56社で活動しています。

宇城市企業クラブ

当クラブ(会長・永井毅永井製作所社長)は、宇城市に事業所を置く企業等を対象にした団体です。異業種間の親睦のため、地域活動や社員研修、レクリエーションなどを行っています。

排水設備工事責任技術者試験
日本下水道協会熊本支部

申込期間 8月29日(月)～9月9日(金)

申込書配布・受付場所 浄水管理センター内下水道課(松橋町東松崎701番地1)

受験講習会 ○9月29日(木) やつしろハーモニーホール(八代市)
○9月30日(金) フードパル熊本

乳がん検診啓発講演会
県高齢者支援総室

現在乳がんは女性のがん罹患の第1位であり、熊本県でも平成15年には、125人の女性が尊い命を落としています。県では乳がん予防とマンモグラフィ検診の重要性について理解を深めていただくために、乳がん検診啓発講演会を開催します。

内容 乳がん体験談発表、専門医による講演

○9月22日(木)午後1時30分～人吉市カルチャーパレス
○10月3日(月)午後1時～くまもと県民交流館パレア(熊本市)

問合せ先 県高齢者支援総室介護予防班
☎096-383-1111

税務署からのお知らせ
宇土税務署

■消費税等の納税資金備蓄を納税は社会の基本的なルールです。

特に、消費税および地方消費税は、消費者からの「預り金的な性格」を有する税金ですので、期限内に確実に納付してください。

納税資金の準備に当たっては、毎日または毎月の売上げの中から、消費税および地方消費税に相当する額を積み立てるなど、日ごろから納税資金の備蓄に努めましょう。

なお、期限内に納付がない場合には、本税のほか、完納の日までの延滞税も併せて納付しなければなりませんのでご注意ください。

■**高齢者や障害者と税**

国は、高齢者や障害のある方に対して、財政支出の面で

社会保障を充実させる一方、所得税の面でも次のとおり、優遇措置が設けられています。

〔**高齢者が受けられる特例**〕

①マル優など利子の非課税

年齢が65歳以上の方は、マル優、特別マル優および郵便貯金の利子についての非課税制度を利用できます。

なお、平成18年1月以降は非課税とはなりません。

②公的年金等控除額

昨年までは、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、65歳以上の方については上乗せして適用される部分がありました。が、平成17年分から廃止されました。

なお、公的年金等控除額の最低控除額70万円について、年齢が65歳以上の方は50万円を加算して120万円とする措置が設けられました。

なお、老年者控除については、平成17年分から廃止されました。

問合せ先 宇土税務署
☎22-0410